

平成31年2月12日

～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 所有者不明土地対策に取り組む自治体を支援します！ ～沖縄所有者不明土地連携協議会を設立～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)の円滑な施行を図るため、沖縄総合事務局、那覇地方法務局、地方公共団体、関係士業団体等が連携し協議会を設置します。

協議会では、所有者不明土地問題に対応するため、構成員間で、土地所有者の探索方法等のノウハウや先進事例の共有、有識者の知見の活用方策の検討等を図ることにより、地方公共団体を支援していきます。

### 1. 沖縄所有者不明土地連携協議会設立総会・第1回総会

日時:平成31年2月18日(月)15:30～

場所:沖縄総合事務局 1階 共用会議室 A・B

出席者:国土交通省土地・建設産業局、内閣府沖縄総合事務局次長、法務省那覇地方法務局長、沖縄県土木建築部長、沖縄県土地開発公社理事長、県内全41市町村、沖縄弁護士会、沖縄県司法書士会、沖縄県行政書士会、沖縄県土地家屋調査士会、(公社)沖縄県不動産鑑定士協会、(一社)日本補償コンサルタント協会沖縄支部

### 2. 傍聴等

・本会の傍聴は、参加団体及び報道機関の方のみ可能です。なお座席数には限りがありますのであらかじめ御了承ください。

〈お申込み方法〉傍聴を希望される報道機関の方は、別紙「設立総会傍聴申込書」に必要事項を記載の上、2月14日(木)17:00までに、FAXにてお申し込み下さい。

### ※ 協議会設立の背景

・所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において、所有者の探索に多大なコストを要するなど、円滑な事業実施の支障となっています。

・このため、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)を制定し、所有者探索の合理化や、地域住民等の福祉又は利便の増進を図る事業のため所有者不明土地を使用できる制度(地域福利増進事業)の創設、土地収用手続きの合理化等を行いました。

・関係閣僚会議で決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を踏まえ、全国の10地区で協議会を設置します。

### 〈問い合わせ先〉

内閣府沖縄総合事務局 TEL098-866-0031(代)

開発建設部用地課 課長 落合 茂樹(内:4751)

課長補佐 大城 清順(内:4752)

# 沖縄所有者不明土地連携協議会設立総会・第1回総会

次 第（予定）

（15：30～16：00）

## 1. あいさつ

内閣府沖縄総合事務局次長

法務省那覇地方法務局長

国土交通省土地・建設産業局

## 2. 協議会設立経過説明

## 3. 協議会設立手続

（1）協議会規約案の説明

（2）協議会規約案の承認

（3）会長職代行の指名

（4）構成員の紹介

（16：10～17：10）

## 4. 情報提供

（1）所有者不明土地法の施行について（国土交通省土地・建設産業局企画課）

（2）法務局の所有者不明土地への取組について（那覇地方法務局不動産登記部門）

（3）用地業務に対する市町村支援について（沖縄総合事務局開発建設部用地課）

# 沖縄所有者不明土地連携協議会の概要

国土交通省  
土地・建設産業局

協力

法務省民事局

沖縄局

連絡調整

沖縄所有者不明土地連携協議会

連絡調整

所有者不明土地法の円滑な施行・用地業務のノウハウの提供

- 所有者不明土地法の円滑な施行のための情報共有、支援
  - ・ 所有者不明土地の収用手続の合理化(都道府県知事による裁定等)
  - ・ 所有者不明土地をポケットパークなど地域住民のために一定期間使用できる事業(地域福利増進事業)の推進
  - ・ 長期間(30年)、相続登記がされていない土地の相続人等を登記官が調査 等
- 地方公共団体の用地業務への支援
  - ・ 支援ニーズの把握、相談窓口の設置、講習会・講演会等の開催 等

連携

総  
会(年1、2回開催)

幹  
事会(年2、3回開催)

行政  
機関

沖縄総合事務局  
開発建設部

連携

沖縄県土木建築部  
沖縄県土地開発公社

連携

那覇地方法務局

関係  
団体

- ・ 沖縄弁護士会 ・ 沖縄県司法書士会 ・ 沖縄県行政書士会
- ・ 沖縄県土地家屋調査士会 ・ 沖縄県不動産鑑定士協会
- ・ 日本補償コンサルタント協会沖縄支部等

支援

地方公共団体

所有者不明土地法に基づく地方公共団体への職員の派遣